

## 居宅介護支援事業所 みはら 運営規程

### (事業の目的)

第1条 公益財団法人脳血管研究所が開設する居宅介護支援事業所みはら（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、脳血管障害や神経難病等要介護状態にある高齢者に対し長期的に在宅療養を支え、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。
- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
  - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
  - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護支援予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。
- 3 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。  
また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。
- 4 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対して、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努める。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所みはら
- 二 所在地 伊勢崎市大手町1番1号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。また、管理者は主任介護支援専門員とする。
- 二 介護支援専門員 5名以上  
(常勤職員5名以上、うち1名は管理者と兼務)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日まで・夏期(法人が定める8月中旬の一日)を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、居宅ガイドライン方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室および利用者の居宅とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、「厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額」とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊勢崎市・前橋市・太田市・玉村町とする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(相談・苦情対応)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

(緊急時等における対応)

第12条 介護支援専門員等は居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第14条 当法人では、身体拘束の廃止に向けて抑制廃止委員会を設置し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第16条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 一 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 二 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域における人材育成)

第18条 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討、研究会を行うとともに、地域包括支援センターによる事例検討会等に参加し、地域全体のケアマネジメント力の向上に寄与することとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 居宅介護支援事業所 みはら

## 重要事項説明書

当事業者は利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1 事業の目的と運営方針

要介護状態のある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

### 2 事業の内容

#### (1) 指定番号及び提供地域

名称 居宅介護支援事業所 みはら  
所在地 伊勢崎市大手町1番1号  
電話 0270-20-1551  
介護保険指定番号 居宅介護支援 群馬県 1070400138  
サービス提供地域 伊勢崎市・前橋市・太田市・玉村町  
(地域については要相談)

#### (2) 従業者体制

管理者	主任介護支援専門員	村松 陽俊
介護支援専門員 (常勤)	主任介護支援専門員 介護支援専門員	5名以上

#### (3) 窓口開設時間

月～土 午前8:30～午後5:30

\*但し、日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日までは休みとします。

\*夏期（法人が定める8月中旬の一日）

\*緊急の場合は24時間受付体制を確保しています。

### 3 利用料金（伊勢崎市は7級地のため、1単位10.21円）

(1) 要介護認定を受けられた方の居宅介護支援の料金は下記の通りです。ただし法定代理受領により当事業者の居宅介護支援に介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

要介護1・2 [1086単位/月：11088円]

要介護3・4・5 [1411単位/月：14406円]

看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能となります。

特定事業所加算（Ⅰ）[519 単位/月：5298 円]

（Ⅱ）[421 単位/月：4298 円]

（Ⅲ）[323 単位/月：3297 円]

（A）[114 単位/月：1163 円]

特定事業所医療介護連携加算 [125 単位/月：1276 円]

※取扱件数による逡減制、特定事業所集中減算、運営基準減算があります。

初回加算 [300 単位/月：3063 円]

入院時情報連携加算（Ⅰ）[250 単位/月：2552 円]

（Ⅱ）[200 単位/月：2042 円]

退院・退所加算

カンファレンス参加無 連携 1 回[450 単位/月：4594 円]

連携 2 回[600 単位/月：6126 円]

カンファレンス参加有 連携 1 回[600 単位/月：6126 円]

連携 2 回[750 単位/月：7657 円]

連携 3 回[900 単位/月：9189 円]

緊急時等居宅カンファレンス加算 [200 単位/回：2042 円]

ターミナルケアマネジメント加算 [400 単位/月：4084 円]

通院時情報連携加算 [50 単位/月：510 円]

- (2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、いったん上記の介護保険法に定める居宅介護支援費の全額を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

#### 4 利用者への説明及び同意について

##### (1) 契約時の説明

指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう協力

をお願いします。

居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者やその家族に対して、公正中立なケアマネジメントの確保を目的として、利用者の意思に基づいた居宅サービス計画であることを示すために、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることについて十分説明を行います。なお、説明に当たっては、文章の交付に加えて口答での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて同意をいただきます。

(2) 医療機関との連携における個人情報使用の同意について

平時からの医療機関との連携促進の観点から

・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。その場合において、居宅サービス計画を作成した際には、意見を求めた主治の医師等に対して当該居宅サービス計画を交付します。

・指定居宅サービス事業者等から利用者に係わる情報の提供を受けたとき、その他必要と認められるときは、利用者の口腔に関する問題、服薬状況その他の利用者の状態等について、利用者の同意を得たうえで、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

(3) 公正中立なケアマネジメントの推進について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

別紙参照

## 5 居宅介護支援のサービス内容

- (1) 「要介護」の認定をうけた方が、居宅において介護保険による介護サービスを利用するには、すべて居宅サービス計画（ケアプラン）の作成が必要です。
- (2) 居宅サービス計画（ケアプラン）は、事業者の介護支援専門員（ケアマネージャー）が、ご本人や家族の希望をうかがい、相談しながら作成します。
- (3) 作成した居宅サービス計画に基づいて、介護サービスが利用者に対して適切に提供されるようサービス事業者と連絡調整を行います。
- (4) 介護保険サービス利用に関するさまざまなことについて支援します。市町村の要介護認定の結果に納得できないなどの場合にもご相談ください。

## 6 その他

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。
- (2) 課題分析の方法として居宅サービス計画ガイドライン方式を使用します。
- (3) 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で、ご利用者の都合により解約した場合、解約料等は発生しません。

## 7 緊急時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに各市町村の担当部署、主治の医師、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、管理者に報告します。

## 8 事故発生時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり迅速かつ適切な対応により円滑・円満な解決に努めます。

- (1) 利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに各市町村の担当部署、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。
- (3) 事故が発生した場合は、その原因を解明し再発防止の対策を講じます。またその詳細を記録にとどめるものとします。

## 9 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を守ります。また、退職後においてもこれらも秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

## 10 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

## 11 身体拘束の禁止

当法人では、身体拘束の廃止に向けて、抑制廃止委員会を設置しています。

## 12 高齢者虐待防止について

利用者の人権擁護・虐待防止等のため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への研修を実施します。虐待等を発見した場合には、速やかに各市町村の担当部署等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

虐待防止に関する責任者      管理者      村松      陽俊

## 13 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

## 14 ハラスメント対策の強化

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

#### 15 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

#### 16 地域における人材育成

他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会を行うとともに、地域包括支援センターによる事例検討会に参加し、地域全体のケアマネジメント力の向上に寄与します。

#### 17 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情対応窓口	窓口対応：管理者 村松 陽俊
ご利用時間	月～土 午前8：30～午後5：30
電話番号	0270-20-1551
緊急携帯電話	090-1210-5304

\* 公的機関においても、苦情申し立てが出来ます。

伊勢崎市役所	介護保険課	0270-24-5111
	赤堀支所福祉課	0270-62-9792
	あずま支所福祉課	0270-62-9909
	境支所福祉課	0270-74-0368
前橋市役所	介護保険課	027-224-1111
太田市役所	介護サービス課	0276-47-1111
玉村町役場	健康福祉課	0270-64-7705

群馬県国民健康保険団体連合会 027-290-1323 (苦情専用)  
受付時間 月～金 午前9：00～午後5：00

群馬県社会福祉協議会 (福祉サービス適正化委員会)  
027-255-6669 (苦情専用)  
受付時間 月～金 午前9：00～午後5：00

上記の重要事項説明書を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保持するものとします。

令和 年 月 日

契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意し交付を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

家族又は代理人 住所

氏名

(続柄: )

契約にあたり、利用者に対し重要事項を書面に基づいて説明しました。

事業者	所在地	伊勢崎市大手町1番1号
	名称	公益財団法人 脳血管研究所 居宅介護支援事業所 みはら
		理事長 美原 樹
説明者	所属	居宅介護支援事業所 みはら
	氏名	

# 個人情報取り扱いについて

(平成 24 年 4 月 1 日)

## I. 公益財団法人 脳血管研究所 個人情報保護方針

公益財団法人脳血管研究所では、常日頃よりご利用者さまの視点に立ち、質の高い医療・ケアの実現とより良いご利用者さまサービスの提供を目標として、業務を営んでおります。ご利用者さまの健康状態に応じて迅速に的確な医療・ケアを提供させて頂くためには、ご利用者さまに関する様々な個人情報が必要です。ご利用者さまとの確かな信頼関係を築き上げ、安心して医療・ケアサービスを受けて頂くために、個人情報の保護は非常に重要な課題です。

当研究所では、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考え、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

### 1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報の保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

### 2. 個人情報の安全対策

ご利用者さまの個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改竄及び漏洩などに関する万全の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図ります。

### 3. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守します。

### 4. 職員の教育

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研究を継続的に実施します。

### 5. 診療情報の提供・開示

診療情報は、規定に基づいて提供・開示します。

### 6. 継続的改善

以上の活動について、内容を継続的に見直し、改善に努めます。

公益財団法人 脳血管研究所  
理事長 美原 樹

# 個人情報利用目的

## 1. 居宅介護支援サービス提供に係る事項

- ・当事業所での居宅介護支援サービスの提供
- ・居宅サービスを提供する居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）、照会。他の居宅介護支援事業所等との連携
- ・医療機関及び介護保険事業所等との連携
- ・ご利用者様の居宅サービス計画作成に当たり、医師等の意見・助言を求める場合
- ・ご家族等への居宅サービス計画の説明
- ・その他、ご利用様への居宅介護支援サービスに関する利用

## 2. 介護保険事務に係る事項

- ・保険事務の委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・その他、医療・介護・労災保険及び公費負担に関する介護保険事務のための利用
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 3. 当事業所の管理運営業務に係る事項

- ・会計、経理
- ・事故等の報告
- ・その他、当事業所の管理運営業務に関する利用

## 4. 上記以外の利用に係る事項

- ・公益財団併設施設（美原記念病院、介護老人保健施設アルボース、訪問看護ステーショングラチア、居宅介護支援事業所みはら、ケアプランセンターみはら）間で、この利用目的の範囲内での情報共有
- ・公益財団関連施設（美原診療所、特別養護老人ホーム アミーキ）間で、この利用目的の範囲内での情報共有
- ・公益財団内部において行われる学生、ボランティア等の実習への協力
- ・居宅介護支援サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- ・居宅介護支援サービスの質の向上を目的とした当事業所内での事例研究
- ・学会発表や学会誌報告などの学術研究

# 個人情報取り扱いに関する同意書

利用者と事業所の間で締結された居宅介護支援についての契約書第13条に基づき、居宅サービス計画の作成（変更）時におけるサービス担当者会議等や医療機関との連絡調整、介護報酬請求審査及び支払いに関する問い合わせ、その他居宅介護支援を行なう上で必要があるときは、利用者又はその家族等の家族情報を居宅サービス事業者、介護保険施設等の職員、医療機関、市町村職員、介護報酬請求審査及び支払い機関等に提示することを同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

家族又は代理人 住所

氏名

(続柄: )

# 居宅介護支援事業所 みはら

## 契約書

\_\_\_\_\_  
様（以下、「利用者」といいます。）と居宅介護支援事業所みはら（以下「事業者」といいます。）は、指定居宅介護支援を利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切にできるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて公正中立な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等の連絡調整その他の便宜を提供します。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代をおこなった場合は、利用者にもその氏名を通知します。

### 第4条（居宅介護サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者又はその家族に対して、利用者のケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等の説明を行います。
- 3 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- 4 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 5 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- 6 居宅サービス計画を作成した際には、それを利用者及びサービス担当者に交付します。

#### 第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次号に定める意向を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者及びその家族と随時連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状況について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更の支援等の必要な対応をします。

#### 第6条（入院時の支援）

利用者が病院又は診療所に入院するにあたり、当該利用者の心身の状況や生活環境等に係る必要な情報を提供します。指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう協力をお願いします。

#### 第7条（退院・退所時の支援）

医療機関や介護保険施設等に入所していた者が退院又は退所に当たっては、当該医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画書を作成します。

#### 第8条（ターミナル期の支援）

24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整えます。利用者又はその家族の同意を得た上で、訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業所へ提供します。

#### 第9条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設などへの入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

#### 第 10 条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

#### 第 11 条（給付管理）

事業者は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、群馬県国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 第 12 条（要介護認定等の申請に関わる援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 第 13 条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後 5 年間保管します。
- 2 利用者は、前項の期間内、事業者の営業時間内にその事業者にて、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録の複写物の交付を受けられるものとします。
- 4 第 15 条 1 項から 3 項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

#### 第 14 条（料金）

事業者が提供する指定居宅介護支援に関する料金規定は、重要事項説明書の通りになります。

#### 第 15 条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の 1 ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ・ 利用者が介護老人福祉施設に入所した場合
- ・ 利用者の要介護状態区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が死亡した場合

#### 第 16 条（秘密保持）

1 事業者・介護支援専門員および事業者の利用する者は、サービス提供するうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第 17 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第 18 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

#### 第 19 条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに各市町村の担当部署、主治の医師、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、管理者に報告します。

#### 第 20 条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 第 21 条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 22 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 23 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1 通ずつ保持するものとします。また、サービス担当者会議などにおいて、サービスを提供する上で必要な利用者・当該家族の個人情報が入用されることに同意いたします。

契約締結日

令和 年 月 日

利用者

住所  
氏名

代理人

住所  
氏名

家族又は代理人

住所  
氏名

（続柄： ）

事業者

所在地 伊勢崎市大手町 1 番 1 号  
名称 公益財団法人 脳血管研究所  
居宅介護支援事業所 みはら  
理事長 美原 樹